

## 産業廃棄物処理業経営塾 OB 会規約

(名称)

第 1 条 本会は、産業廃棄物処理業経営塾 OB 会といい、その略称を「経営塾 OB 会」と表示する。

(所在)

第 2 条 本会は、事務局を東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 18 号 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、産業廃棄物処理業経営塾で培った知己や知識等を活かしつつ、会員間の交流親睦を一層深めるとともに、会員の経営能力のさらなる研鑽向上を図り、もって産業廃棄物処理業の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の交流を図るための、研修会等の実施。
- (2) 産業廃棄物処理業の発展に寄与するため、関係省庁や関係団体、排出事業者に意見具申するための活動（ワークショップ活動や研究発表等）の実施。
- (3) 産業廃棄物処理業経営塾 OB 会のホームページを運営管理し、会員相互のネットワーク作りや行政等から発信される関連情報の発信。
- (4) その他本会の目的達成に必要な活動。

(会員)

第 5 条 本会は、次の会員により構成される。

- (1) 産業廃棄物処理業経営塾を卒塾し、入会を希望した者。
- (2) その他本会が適当と認め、入会を承認した者。
2. 本会を退会する場合は、退会届を提出しなければならない。
3. 会社名、連絡先その他の入会時の登録内容に変更があった場合は、変更届を速やかに提出しなければならない。
4. 会員が他社へ転職等をした後も、会員の継続を希望する場合は、所属企業変更届を提出したうえで、幹事会の承認を得なければならない。

(除名)

第 6 条 本会は、次の各号に該当する会員を幹事会の議決により除名することが出来る。但し、他の会員にその旨を通知し且つ幹事会において弁明する機会を与えるものとす

る。

(会費)

第7条 会員は、4月から翌年3月までの年会費を5月末日までに納入する。

期中に入会した場合でも、年会費は全額を納入するものとする。

また、期中に退会した場合、年会費の返金は行わないものとする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 査 2名
- (5) 顧 問 若干名 (必要に応じ)
- (6) 相談役 若干名 (必要に応じ)

(選任及び任期)

第9条 役員は、会員の中から原則として総会において選任する。

2. 役員の任期は、選任された総会から次回の定時総会までとする。但し、再選を妨げない。

3. 臨時総会が開催されたときは、前項の定めに関わらず、総会の決議によって役員の任期を当該臨時総会の終了までとすることができる。

4. 選任された役員に欠員が生じたときは、会長は会員の中から当該欠員に係る役員の職務代行者を指定することができる。但し、次回の総会においてその承認を得ることを要す。

(役員の休職制度)

第10条 役員は病気や怪我、出産、育児や介護、また会社の業務都合等により、一時的に役員の職務執行が難しい場合に休職を申し出ることができる。

2. 休職期間は最長で6ヶ月とする。また、休職期間の延長申請は一回までとする。

3. 申請は、その理由及び期間を明記しOB会幹事会宛に提出する。

4. 休職期間中であっても、役員は必要に応じて役員としての情報提供を受けることができる。但し、役員としての発言及び決定権は持たない。

(任務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは予め定めるところに従い、会長の任務を代行する。
3. 幹事は、幹事会を組織し、本会の運営にあたる。
4. 監査は、会計業務を監査し、年1回会員にその結果を報告する。
5. 顧問は、本会の活動全般にあたって指導・助言を行う。
6. 相談役は、役員との相談に応じて意見を述べるができる。

(総会)

第12条 本会は、原則として1年に1回定時総会を開催する。

2. 幹事会が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
3. 総会は、会長が招集し、決議は出席会員の過半数をもって決する。
4. 会員は、(総会において) 書面をもって又は電磁的方法により議決権を行使することができる。これらの方法により議決権を行使した会員は、総会に出席したものとみなす。

(総会の権限)

第13条 総会は次の事項を決議する。

- (1) 会務運営の基本的事項。
- (2) 各会計年度の決算の承認。
- (3) 規約の改正。
- (4) その他、本会の運営に関する重要事項。

(報告)

第14条 本会は、活動報告および会員名簿を「産業廃棄物処理業経営塾 OB 会のホームページ」上に掲載する。

(経費)

第15条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

第17条 年会費は、1人3万円とし、1法人につき2人目以降については1万円とする。

(機器及び備品管理)

第18条 本会が所有する機器及び備品等の財産の管理は、総務部会長において行う。

2. 会員は本会所有の機器及び備品（以下「本会の機器等という」）を利用する場合について、本規約及び本会が定める諸規定を遵守することとする。
3. 本会の機器等の貸し出しは、本会の会員のみを対象とする。
4. 本会の機器等の貸し出しを受けた会員は、本会に関わる作業及び活動にのみ使用すると。また本会の機器等を許可なく改造、譲渡、転売、処分を行ってはならない。
5. 本会の機器等の貸し出しを受ける際は、総務部会長に対して申請し、その許可を得なければならない。
6. 本会の機器等を、破損、紛失等した場合は、本会が提示した価格を弁償することとする。
7. 本会の機器等の貸し出しを受けた会員は、以下の事象が発生した場合、速やかに総務部会長に対して報告すること。
  - (1) 本会の機器等の返却遅延
  - (2) 本会の機器等の破損
  - (3) 本会の機器等の盗難・紛失
8. 本会の機器等に関する運用ルールは、幹事会において別途協議することとする。

第19条 本規約は、2008年2月6日から施行する。

(2010年5月14日、2018年5月25日、2020年5月22日、2023年5月24日、2024年5月22日、2025年5月27日改正)

この改正は、2018年5月25日から施行する。

この改正は、2020年5月22日から施行する。

この改正は、2023年5月24日から施行する。

この改正は、2024年5月22日から施行する。

この改正は、2025年5月27日から施行する。